

報告第4号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年3月8日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて

専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年2月27日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 平成30年1月26日（金）午後5時以降、平成30年1月29日（月）午前8時までの間
事故発生場所	兵庫県豊岡市山王町11番28号 元職業訓練校 南館2階
相手方の 住所氏名	・ [REDACTED] [REDACTED] ・ [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	・ [REDACTED] 金 126,872 円 也 ・ [REDACTED] 金 14,800 円 也
事故の概要	豊岡市が所有する建物2階廊下にある流し台付近の水道管引込箇所が、凍結破裂して漏水し、建物内の1階及び2階に入居している事務所の什器、電気機器等に浸水被害を与えたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

専決第5号


損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年3月1日専決

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 平成30年1月27日（土）午後3時頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市下陰41番1付近 市道卸団地八崎団地線
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 345,000円 也
事故の概要	建設課職員が運転する大型特殊車両が、市道卸団地八崎団地線の除雪作業中に、後方確認を怠り後退し、相手方車両に接触し損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)